

令和7年度第2回佐倉市建築審査会 会議録

日時 令和8年2月24日(火) 午後2時00分～
場所 佐倉市役所 社会福祉センター地下1階会議室

出席者

委員 杉山会長、渡辺委員、松浦委員、小澤委員、大島委員
事務局 建築指導課 立石課長、齊藤副主幹、松本副主幹、原嶋主査補、
山岸主査補、鈴木主任技師、長野技師
傍聴人 1名

会議の概要

1 開 会

開会宣言

委員5名が出席していることから、会議が成立していることを確認する。

2 建築指導課長あいさつ

3 議 事

(1)同意案件

・建築基準法第44条第1項第二号に係る案件 2件

○案件4

建築基準法第44条第1項第二号に係る案件

特定行政庁から、案件資料に基づき、周辺状況、建築計画の概要及び許可相当と判断した理由等について説明する。

案件審査

委 員	①どのような計画か。
特定行政庁	①高速道路インターチェンジ出口にある5レーンのうち、3レーンのトールゲートを移設する計画です。
委 員	②トールゲートは人が入る施設か。
特定行政庁	②料金徴収ブースがあり、料金徴収員が入る施設です。
委 員	③ETCの普及により料金徴収は無人でも可能であると考えますが、料金徴収員によるトールゲートは3ブース必要なのか。
特定行政庁	③申請者からは必要であると聞いております。なお、計画されているトールゲートは、ETCによる料金徴収と料金徴収員による

	料金徴収、いずれにも対応が可能です。
委員	④高速道路は建築基準法上の道路か。
特定行政庁	④建築基準法上の道路です。
委員	⑤申請地は県道からトールゲートまでだが、トールゲートから国道までは申請地ではないのか。
特定行政庁	⑤申請者の判断により、県道を接道とし県道からトールゲートまでを申請地にしております。
委員	⑥新設される料金徴収ブースと上屋は重なっているが、一の建築物ではないのか。
特定行政庁	⑥一の建築物かどうかまでは判断しておりません。
委員	⑦既存の上屋は撤去するのか。
特定行政庁	⑦撤去されます。なお、料金徴収員が通行する歩道橋は存置されます。

○案件5

建築基準法第44条第1項第二号に係る案件

特定行政庁から、案件資料に基づき、周辺状況、建築計画の概要及び許可相当と判断した理由等について説明する。

案件審査

委員	①道路内にある既存の柱は駅の階段入口の袖壁まで後退する計画か。
特定行政庁	①道路内にある既存の柱は撤去し、申請者が所有する土地に新たに袖壁を設置し、柱は袖壁内に設置します。なお、新たに設置する屋根は片持ち形式にて道路内へ突出する計画です。
委員	②申請者が所有する土地はどの範囲か。
特定行政庁	②道路境界線から北側は申請者が所有する土地になります。
委員	③申請者が所有する土地に新たに袖壁を設置する計画だが、袖壁の突出長さはいくつか。
特定行政庁	③約1メートルです。
委員	④新たに袖壁を設置した場合、利用者の導線に支障はないか。
特定行政庁	④道路内にある既存の柱が撤去されること、新たに設置される袖壁部分には駅階段の最下部が既に設けられていることから、利用者の導線への支障は少ないと考えております。
委員	⑤駅の階段は改修するのか。
特定行政庁	⑤改修します。現状、踏面及び蹴上の形状が一定ではないためです。なお、改修後においても階段部分が道路内へ突出することはありません。

	せん。
委員	⑥新たに設置する袖壁に透過性はあるか。
特定行政庁	⑥透過性はありません。
委員	⑦見通しをよくするため新たに設置する袖壁に窓を設けることはできないか。
特定行政庁	⑦建築審査会において意見があった旨を申請者に伝えます。
委員	⑧新たに設置する屋根が道路内へ突出する長さは現状とほぼ同じようだが、タクシー乗り場まで延ばせないのか。タクシー乗り場に設ける屋根はタクシー事業者が計画するという意見もあるが。
特定行政庁	⑧新たに設置する屋根は片持ち形式であり、片持ち形式が可能な突出長さであると申請者から聞いております。

決定事項

案件4及び案件5について同意する。

4 連絡事項

- (1) その他の連絡事項について
 - ・その他の連絡事項について報告する。
- (2) 次回以降の開催日程について
 - ・次回以降の開催日程について報告する。

5 閉 会

閉会宣言